

○防衛省告示第五十一号

自衛隊法施行規則（昭和二十九年総理府令第四十号）第八十七条の規定により、漁船の操業の制限等に伴う損失補償を行う期間及び損失補償申請書を提出すべき時期をそれぞれ次のように定める。

令和六年三月一日

防衛大臣 木原 稔

漁船の操業を制限し、又は禁止した 区域の名称	損失補償を行う期間	損失補償申請書を提出すべき時期
角力灘掃海訓練水域 （長崎県西海市大瀬戸町松島地先） （令和六年防衛省告示第二十六号）	令和六年三月一日から同月 六日まで	令和六年三月七日から同年六月六 日まで